

・入居資格審査時必要書類チェックリスト

○審査時に必要な書類がそろっているか、下表でチェックしてください。

該当要件	必要書類
全申込者共通	<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（案内書P 8・9 参照）
	<input type="checkbox"/> 住民票謄本
	<input type="checkbox"/> 県税の未納がない証明書
	<input type="checkbox"/> 市税または町・村税の完納証明書（国民健康保険料を含む）
	<input type="checkbox"/> 健康保険証
	※同居している住宅が親族等の持家の場合 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税の納税通知書 又は <input type="checkbox"/> 固定資産未所有証明書（市町村発行）
退職予定者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 退職（予定）証明書（案内書P55） ※自営業を廃業 <input type="checkbox"/> 廃業届
公営住宅の入居者	<input type="checkbox"/> 家賃の未納がない証明書
就職内定者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 給与証明書A（案内書P53）
単身、母子、父子等の 配偶者がいない世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本
駐車場を希望されている方	<input type="checkbox"/> 入居者及び同居者が利用する車両の車検証の写し
一般住宅に婚姻予定で 申込みされた世帯	<input type="checkbox"/> 婚約証明書（案内書P52）
心身障害者がいる世帯	<input type="checkbox"/> 障害者であることが証明できる書類 （身体障害者手帳、療育手帳等）
新婚世帯向住宅に 申込みされた世帯	※既婚世帯 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ※未婚世帯で指定された入居可能日までに入籍される方 <input type="checkbox"/> 婚約証明書（案内書P52）
DV被害者	<input type="checkbox"/> DV被害者であることを証明できる書類 （裁判所の保護命令、一時保護利用承認書等）
単身で申込みされた方	<input type="checkbox"/> 自活状況申立書（案内書P51）
車イス対応住宅に申込み された世帯	<input type="checkbox"/> 常時車イスを使用していることを証明する書類 （診断書等）
内縁（事実婚）関係者と 同居	<input type="checkbox"/> 内縁関係であることがわかる書類 （住民票で続柄欄に「妻（未届）」「夫（未届）」記載のあるものや 健康保健証で内縁関係の相手が被扶養者となっているものなど）
「長崎市パートナーシップ宣誓 制度」対象者で同居	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> 長崎市以外の居住者は「それに代わる証明」
自家所有者（同居親族に自家所 有者がいる場合も含む）	※入居後2か月以内に滅失登記済証を提示できる場合 <input type="checkbox"/> 取りこわしの契約書等 ※差押、正当事由による立退要求等で自家所有者でなくなる場合 <input type="checkbox"/> 所有権移転登記後の登記済証 ※1 <input type="checkbox"/> 地方法務局登記部門発行の登記事項証明書 ※2 <input type="checkbox"/> 譲渡の相手先が決まっている売買契約書 （ただし入居後2か月以内に※1、※2 いずれかの提出が必要）